

## 随意契約理由

令和5年(2023年)4月1日

契約担当課名	福祉部地域共生課
発注担当課名	福祉部地域共生課
契約名称	豊中市安心生活創造事業
契約内容	(1)社会参加支援事業 (2)抜け漏れのない実態把握事業
契約締結日 及び契約期間	令和5年(2023年)4月1日 令和5年(2023年)4月1日～令和6年(2024年)3月31日
契約の相手方 (所在地・名称)	豊中市岡上の町2丁目1番15号 社会福祉法人 豊中市社会福祉協議会
契約金額	8,718,000円
随意契約理由	(地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号に該当)
	<p>本事業は、既存制度の狭間に存在する要援護者への支援を目的として、社会参加支援及び抜け漏れのない実態把握を行い、地域福祉の推進に大きく寄与することが期待できるものである。</p> <p>社会参加支援事業は、これまで社会福祉法人豊中市社会福祉協議会が受託しており、登録者との信頼関係を構築しながら様々な社会参加の機会を展開してきたため、培ってきた事業の効果を低下させないため、同法人との契約が適当である。</p> <p>抜け漏れのない実態把握事業は、10月1日時点で75歳のひとり暮らし高齢者の市民に対し、民生委員・児童委員の協力を得てアンケート調査を行うものであり、豊中市民生・児童委員協議会の事務局を担っている同法人との契約が適当である。</p> <p>以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を行うものである。</p>